

# みなと日本語学校 学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、外国人留学生に対する日本語教育および異文化理解教育を行い、日本に対する理解を深め、母国と日本、ひいては世界をつなぐ人間性豊かな優れた人材の育成を図り、その夢を実現に導くことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「みなと日本語学校」(英語表記: MINATO JAPANESE LANGUAGE SCHOOL) と称する。

(位置)

第3条 本校は、大阪府大阪市港区市岡1-13-5に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、修学期間、授業日数、収容定員、休業日および在籍管理

(課程・修学期間・授業日数・収容定員)

第5条 本校の課程、修学期間、授業日数、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部	課程名	修学期間	授業日数	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年課程	2年	80週(400日) (休業日を除く)	60名	3クラス	4月生 60名
	小計			60名	3クラス	60名
第2部	進学1年6か月課程	1年6か月	60週(300日) (休業日を除く)	40名	2クラス	10月生 40名
	小計			40名	2クラス	40名
計				100名	5クラス	100名

(始期・終期等)

第6条 本校の各課程は、4月または10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

学期	4月生・10月生
前期	4月1日～9月30日
後期	10月1日～3月31日

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1)土曜日、日曜日
- (2)国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3)夏季休業
- (4)秋季休業
- (5)冬季休業
- (6)春季休業

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、次の表のとおりとする。

1部	9:00 ~ 9:45	2部	13:30 ~ 14:15
	9:55 ~ 10:40		14:25 ~ 15:10
	10:50 ~ 11:35		15:20 ~ 16:05
	11:45 ~ 12:30		16:15 ~ 17:00

(在籍管理)

第9条 クラスの学生全員の出席を取り終わった時点で教室に入室していない場合を「遅刻」とし、遅刻4回で授業1コマの「欠課」、欠課4コマで1日の欠席とする。

本校の学生は、授業の全日数出席することを目標とし、最低でも1か月ごとに計算する出席率が9割以上となること。本校は、1か月の出席率が9割を下回った学生に対して改善のための指導を特別に行う。

2 学生の1か月の出席率が5割を下回った場合には、その翌月までに出入国在留管理局にその学生について報告する。

3 本校は、学生の在留期間並びに資格外活動許可の有無及び内容を把握し、法令に違反しないよう適切に指導する。

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本校は、以下の表の日本語教育課程を置き、修業期間、目的、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう）、収容定員数、授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は45分とする。

課程名	修業期間	目的	到達目標	収容定員	授業時数
進学2年課程	2年	進学	B2.2	60人	1600時間
進学1年6か月課程	1年6か月	進学	B2.1	40人	1200時間

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、平素の勉学への取り組み、試験の成績、出席状況を総合的に判断して決定する。

2 評価は、授業科目別に、上位よりS(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)の5段階評価とする。

3 試験

(1) 試験には定期試験(中間・学期末)・日常の小テスト等がある。

(2) 定期試験(中間・学期末)は所定の時間割により実施する。

4 再試験

(1) 定期試験を公欠により欠席した場合は再試験を実施する。ただし、事前の連絡および届出があった場合に限る(公欠に関しては、細則に定める)。

(2) 病気・怪我など、やむを得ない理由で試験を受けられない場合は、医師の診断書を提出すること。再試験の実施可否はその事由によって、校長および主任教員により判断される。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。なお、以下の(1)～(6)は兼務することができる。

(1) 校長 1人

(2) 主任教員 1人

(3) 日本語教員(主任教員を除く) 4人以上(うち本務等教員2名以上)

(4) 生活指導担当者 1人以上(職員または事務職員の中から選任)

(5) 事務統括責任者 1人

(6) 事務職員 2人以上(事務統括責任者除く)

2 学校運営上必要と認めた場合は、その他必要な教職員を置くことができる。

3 校長は、校務の総責任者として学校運営を指揮する。ただし、学校経営にかかる財務、人事はその限りでない。

4 主任教員は、教務の責任者として教育課程の編成及び運営を統括する。

## 第4章 入学、休学・復学、転学、退学、修了及び賞罰

(入学資格)

第13条 本校への入学資格は、次の各号の全てに該当していることとする。

(1) 学校教育における12年の課程またはそれに準ずる課程を修了している者

(2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(3) 本校において教育を受ける者として必要な経費支弁能力を有する者

(4) 本校の課程を履修するに足る学力があると認められる者

(5) 日本語能力試験においてN5レベル相当以上の日本語能力がある者

(入学時期)

第14条 本校への入学は年2回とし、その時期は、4月および10月とする。

(入学手続)

第15条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書類に必要な事項を記載し、第 22 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 22 条に定める学費及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

#### (休学・復学)

- 第 16 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって 5 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学願に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。校長は、母国の経費支弁者に対する電話確認が得られた場合のみ許可をするものとする。
- 2 校長は、疾病等のため修学することが適当でない認められる学生に対して、休学を命ずることがある。
  - 3 休学中の学生は、その期間中授業及び試験を受けることができない。
  - 4 休学した学生が復学しようとする場合は、復学願に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。校長は、母国の経費支弁者に対する電話確認が得られた場合のみ許可をするものとする。
  - 5 当初休学を許可された期間を延長する必要がある場合には、その最終日の前日までに、校長にその旨を届け出て、許可を受けなければならない。

#### (転学)

- 第 17 条 他の日本語教育機関に転学しようとする学生は、退学願を校長に提出し、許可を受けなければならない。

#### (退学)

- 第 18 条 退学しようとする学生は、その事由を記した退学願を校長に提出し、許可を受けなければならない。校長は、母国の経費支弁者に対する電話確認が得られた場合のみ許可をするものとする。
- 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、退学を命ずることがある。
    - (1) 健康上の理由により、修学が困難な者
    - (2) 許可された休学期間の末日を過ぎても復学できない者
    - (3) 死亡または行方不明となり本校での修学の見込みがなくなったと認められる者
  - 3 退学に際し、既に納付された授業料等は、在籍が予定されていた残期間に関わらず返金しない。
  - 4 校長は、当該学生の退学後、直ちに当該学生の退学の事実を出入国在留管理局に報告する。

#### (修了の認定)

- 第 19 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 11 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた学生に対して当該科目の修了を認定する。ただし、当該修了の認定には、在籍期間を通じ出席率が 9 割以上であること、納付すべき学費をすべて納入していることを必須要件とする。
- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した学生に対して卒業証書を授与し、本校が定める一定の履修を終えた学生に対して修了証を発行する。

#### (褒賞)

- 第 20 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる学生に対して、その最優秀者に褒賞を与えるこ

とができる。

(懲戒処分)

第 21 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- (1) 度重なる注意、指導にも関わらず、正当な理由がない欠席が多く、出席率が低迷したとき
- (2) 度重なる注意、指導にも関わらず、授業を妨害し、他の学生の迷惑となったとき
- (3) 度重なる注意、指導にも関わらず、正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を滞納したとき
- (4) 校内の設備、備品を損壊し、本校に大きな損害を与えたとき
- (5) 教職員、学生に暴力を振るい傷害を負わせたとき
- (6) 校外での非行行為により本校の名誉・信用を損ない、または本校に大きな損害を与えたとき
- (7) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2 懲戒処分の種類は、戒告および除籍の 2 種類とする。

3 戒告処分は、当該学生に書面で厳重に注意し、事態の改善について誓約書を提出させる。母国の経費支弁者にも電話で確認を得る。

4 前 1 項の懲戒処分の事由の程度が著しく、または前項の誓約書を提出したにも関わらず一向に改善せず、改善の見込みがないと認められた場合には除籍処分とする。除籍処分になるおそれのある学生およびその経費支弁者には事前に通告し、弁明の機会を与える。当該処分に際し、既に納付された授業料等は返金しない。また、除籍処分後は直ちに出入国在留管理局にその事実を報告する。

## 第 5 章 入学検定料、入学金、授業料等

(納付金)

第 22 条 本校の納付金は、次のとおりとする（消費税別）。

	進学 2 年課程	進学 1 年 6 か月課程
選考料	20,000 円	20,000 円
入学金	50,000 円	50,000 円
授業料	1,200,000 円	900,000 円
諸費（教材費・保険料等）	160,000 円	135,000 円

(納付)

第 23 条 学生は前条の納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

2 分納は原則として 2 分割（6 か月分ごと）まで認める。希望する場合は、分納願に必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

3 授業料は、当該学期の初日から計算されるものとし、授業への出席が当該学期の途中から開始したとしても、その理由のいかんに関わらず、授業料の振り替えあるいは返金はしない。

4 学生が休学した場合、授業料の振り替えあるいは返金はしない。

(滞納)

第 24 条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料等を指定期日までに納付せず、督促にも応じず、その後においても誠意なく、納付の見込みがないと認められる場合には、校

長は、当該納付にかかる学生に対して除籍処分を科すことがある。

#### (納付金の返金)

第 25 条 既に納入した納付金は、原則として返金しない。

2 特別の事由がある場合には前項規定にかかわらず、以下の定めるところにより、納付金の一部を返金することがある。

(1) 出入国在留管理局の審査で不交付、または学費納入前に入学辞退した場合

…入学検定料は返金しない。

(2) 在留資格認定証明書が交付され、学費納入後に日本大使館・領事館でビザ不発給の場合

…本学でビザ不発給を確認後、入学検定料及び入学金を除く全納付金を返金する。

(3) 在留資格認定証明書が交付され、学費納入後、入国前に入学辞退した場合

…入学辞退理由書の記載された事情説明書の提出と入学許可書及び在留資格認定証明書の返却を確認後、入学検定料及び入学金を除く全納付金を返金する。

(4) 各規程の課程を卒業する前に退学した場合（入国後に不入学の場合も同様とする。）

…入学検定料、入学金及び在籍学期中の授業料等は返金しない。

また、各学期末までに退学願を提出した場合、帰国又は在留資格変更を確認後、次学期以降の残りの授業料等を返金する。

(5) 法令及び学則に違反し、除籍となった場合

…全納付金を返金しない。

(6) 本人の都合で、入国が遅れた場合

…未受講分の授業料等は返金しない。

3 前項の手続きをする場合には、次の書類のうち、必要とされるものを本校に提出又は提示するものとする。

(1) 納付金の領収書

(2) 事情説明書

(3) 未使用の「在留資格認定証明書」

(4) パスポート

(5) その他、本校が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

注：必要書類が揃っていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返金できないことがある。

## 第 6 章 雑則

### (学生証)

第 26 条 入学時に学生証を発行する。この学生証は在籍期間中、学生の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

### (健康診断)

第 27 条 本校に入学を希望する者は、入学願書提出時に、母国で受診した健康診断書とその日本語訳を添付して提出しなければならない。また、入学後に健康診断を受け、その後は年一回受診することとする。

(寄宿舎)

第 28 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第 29 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。